

消費税の転嫁対策特別措置法

5つのポイント

消費税率引き上げにあたって
事業者が注意するポイントを確認しましょう



日本商工会議所
各地商工会議所

目 次

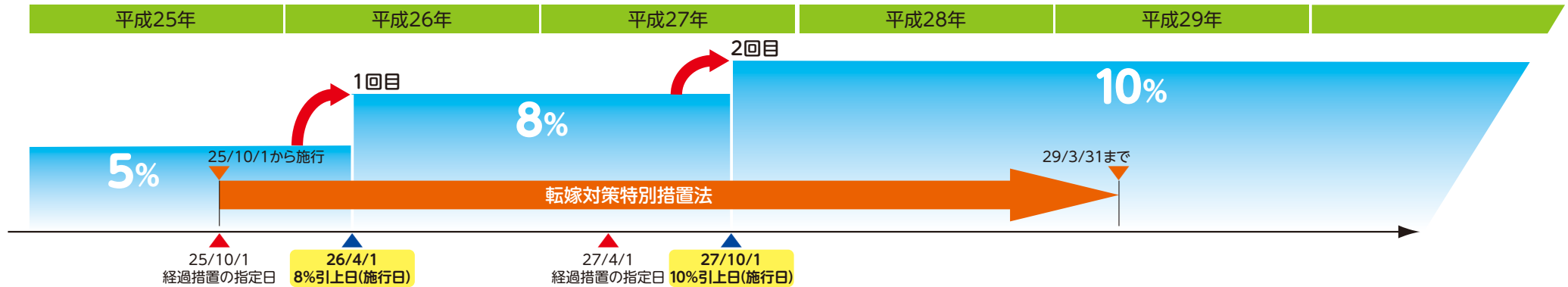
転嫁対策特別措置法は、中小企業・小規模事業者の円滑かつ適正な価格転嫁をサポートする法律です	1
消費税の仕組み(価格転嫁)とは？	1
「転嫁対策特別措置法」が成立しました！	2
① 消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買いたたき等)が禁止されます！	3
「特定事業者」が取締りの対象です！	3
禁止される転嫁拒否等の行為は以下の4類型です！	4
転嫁拒否等の行為を行った場合は、政府等による取締りの対象となります！	5
特定事業者から転嫁拒否等の行為を受けた場合は専門の相談窓口にご相談しましょう	6
② 消費税に関連するような形で安売り宣伝や広告を行うことが禁止されます！	7
全ての「事業者」が取締りの対象です！	7
「消費税」と言わなければならないの？	8
違法な宣伝広告を行った場合は、政府等による取締りの対象となります！	8
③ 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます！	9
総額表示義務とは？	9
特例その① 「外税表示」が認められます！	9
特例その② 「税抜き価格の強調表示」が認められます！	10
「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められるのはいつからいつまで？	10
④ 中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)が認められます！	11
「転嫁カルテル」「表示カルテル」とは？	11
⑤ 国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備は国等が責任をもって行うこととなります	12
◆ その他、消費税率等に関する経過措置に注意しましょう！	13
消費税率等に関する経過措置とは？	13
転嫁対策特別措置法等 理解度チェックシート	15

転嫁対策特別措置法は、中小企業・小規模事業者の円滑かつ適正な価格転嫁をサポートする法律です

1年半の短期間に2回の税率引き上げが予定されています！

消費税法の一部が改正され、消費税および地方消費税を合わせた消費税等の税率が、従来の5%から、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げられる予定です。

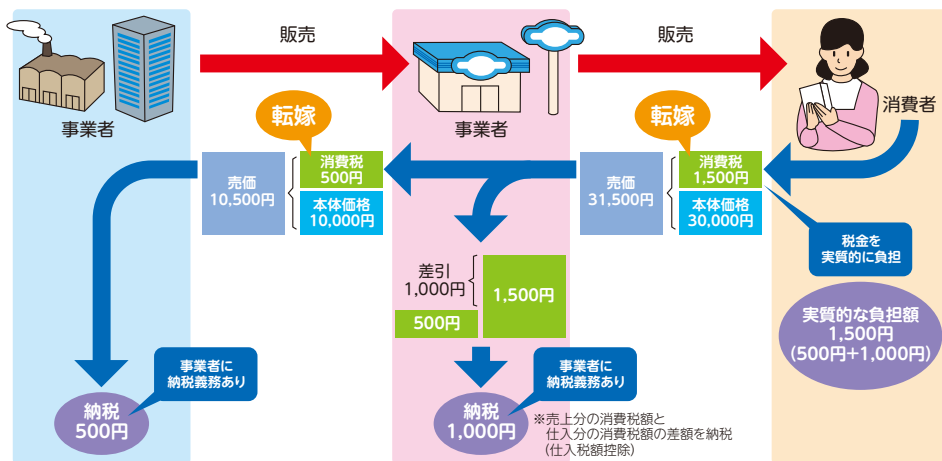
〈消費税引き上げのスケジュール〉



● 消費税の仕組み(価格転嫁)とは？

消費税は製造、卸、小売りなどの各取引の段階で課税されますが、価格に転嫁されて最終的には消費者が負担します。一方、実際には各取引の段階で取引先との力関係等、様々な理由で消費税の転嫁ができないことがあります。納税義務者は事業者であるため、転嫁できなかった分は事業者の負担となり、経営に大きな影響を及ぼします。

〈消費税の転嫁のイメージ〉



● 「転嫁対策特別措置法」が成立しました！

～中小企業等の円滑かつ適正な転嫁をサポートする法律です～

そこで、今回の消費税引き上げに際し、円滑かつ適正な転嫁ができるように、新しく「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「転嫁対策特別措置法」といいます。)が成立しました。

本小冊子では、平成25年6月14日現在の情報を基に、法律の概要をいち早くお届けします。今後、政府からガイドライン等によって詳細が公表されますので、公正取引委員会、消費者庁、財務省等からの情報をあわせてご確認ください。

転嫁対策特別措置法の 5つのポイント

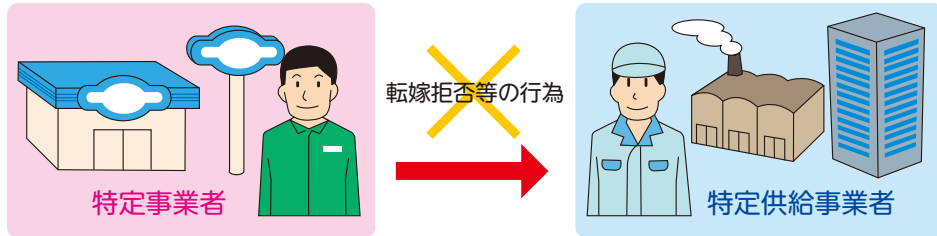
- 1 消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買ったたき等)が禁止されます! P.3
 - 2 消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行うことが禁止されます! P.7
 - 3 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます! ... P.9
 - 4 中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)が認められます! P.11
 - 5 国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備は国等が責任をもって行うこととなります... P.12
- ◆ その他、消費税率等に関する経過措置に注意しましょう! P.13

① 消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買ったたき等)が禁止されます!

「特定事業者」による消費税の転嫁拒否等の行為は取締りの対象となります

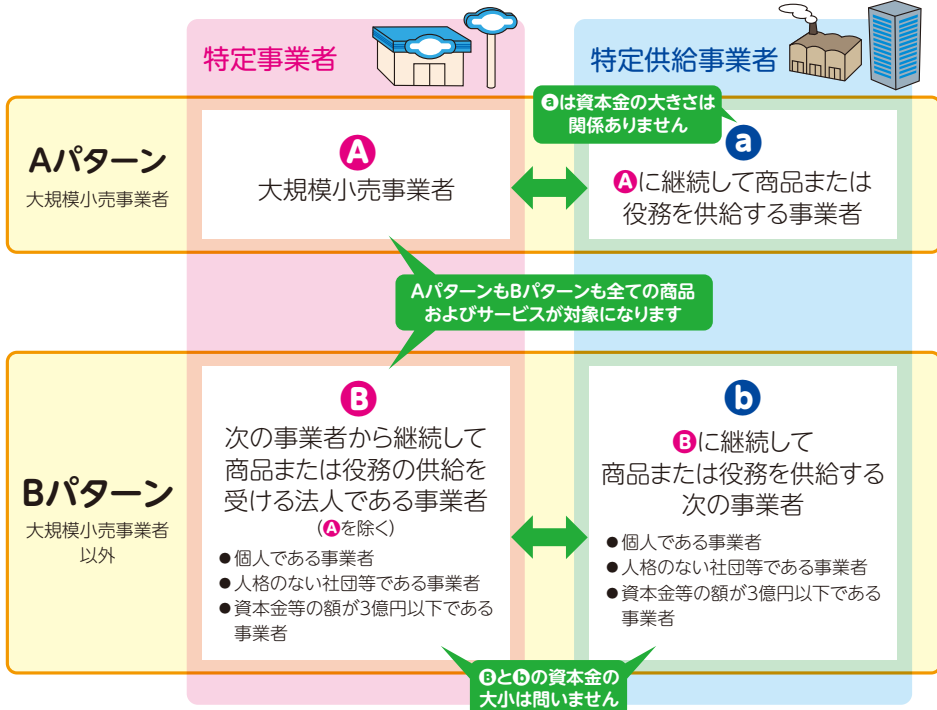
●「特定事業者」が取締りの対象です!

転嫁対策特別措置法は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、「特定事業者」による「特定供給事業者」に対する消費税の転嫁拒否等の行為を禁止します。



〈「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係〉

2つの組み合わせがあります。



●禁止される転嫁拒否等の行為は以下の4類型です!

～禁止される4類型を押さえておきましょう～

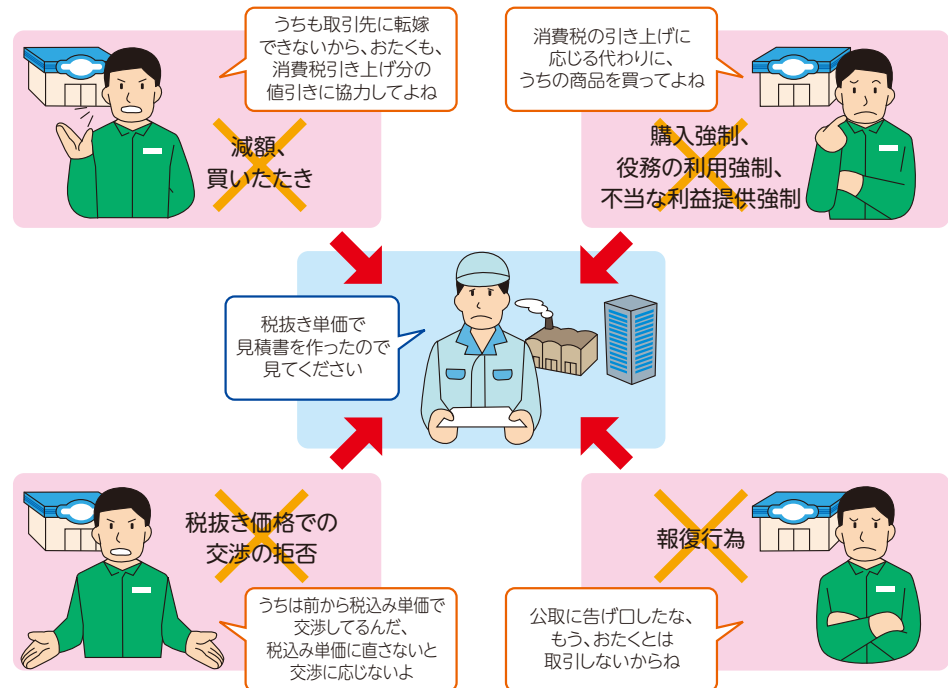
特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品または役務の供給に関し、次の4つの行為を行うことを禁止しています。

具体的な禁止例は、今後政府から公表されるガイドライン等で確認しましょう。

〈禁止される4類型〉

- 1 減額または買ったたき
- 2 購入強制もしくは役務の利用強制、または不当な利益提供強制
- 3 税抜き価格での交渉の拒否
- 4 報復行為

〈禁止される行為の具体例〉



● 転嫁拒否等の行為を行った場合は、政府等による取締りの対象となります！

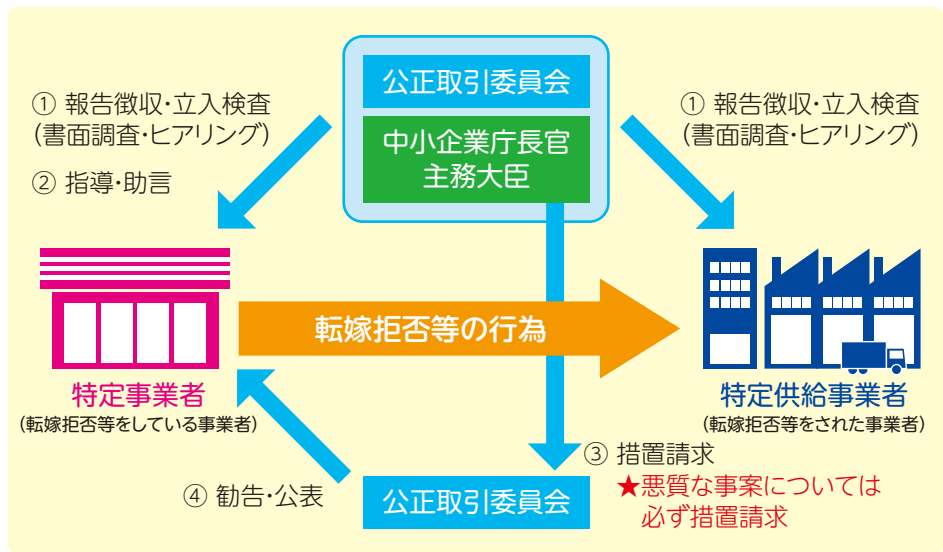
～悪質な違反は、公正取引委員会が「勧告・公表」等を行います～

特定事業者が転嫁拒否等の行為を行った場合、指導・助言、勧告・公表等の取締りが行われます。

特定事業者にとって、違反行為が公表されれば、企業イメージ・信用が著しく失われます。転嫁対策特別措置法や、今後、政府から公表されるガイドライン等を十分理解し、公正な取引を行きましょう。



中小企業同士の取引でも違反すれば取締り対象になります！

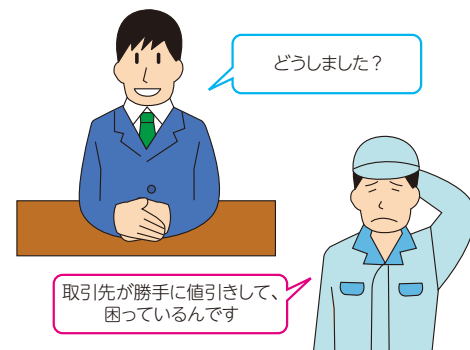


● 特定事業者から転嫁拒否等の行為を受けた場合は

専門の相談窓口にご相談しましょう

～様々な相談窓口が設置されています～

特定供給事業者は、特定事業者から転嫁拒否等の行為を受けた場合には、国・地方自治体、商工会議所等の相談窓口や弁護士に相談しましょう。現在、設置されている相談窓口は以下のとおりです。



各地の商工会議所に「消費税転嫁対策相談窓口」を設置しております

各地の商工会議所に窓口を設置しており、消費税転嫁対策に関する政府の施策や、円滑な価格転嫁に資する経営力向上につながる様々な相談を受け付けています。最寄りの商工会議所は、こちらから検索いただけます。

http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp

公正取引委員会事務総局 取引部

消費税の引き上げを見据えた買いたたき等の行為に関する相談等を受け付けています。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/mar/130327.html>

電話番号:03-3581-3379 (通話料がかかります)

中小企業取引ホットライン(中小企業庁)

消費税の引き上げを見据えた買いたたき等の行為に関する相談をはじめ、取引上の様々な悩み等に関する相談等を受け付けています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/0401HotLine.htm>

電話番号:03-3501-7061 (通話料がかかります)

下請かけこみ寺

下請取引の適正化を目的に経済産業省、中小企業庁が全国48か所に設置した、従来からある相談窓口です。相談員や弁護士が無料で中小企業者等からの相談に応じています。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

専用フリーダイヤル:0120-418-618

② 消費税に関連するような形で安売り宣伝や広告を行うことが禁止されます!

いわゆる「消費税還元セール」など、消費税と関連づけた 宣伝広告は取締りの対象となります

● 全ての「事業者」が取締りの対象です!

転嫁対策特別措置法では、消費者に誤認を与えたり、納入業者への買いたたきや競合する小売店の転嫁を阻害したりしないように、消費税に関連するような形で安売りの宣伝や広告を行うことを禁止しています。

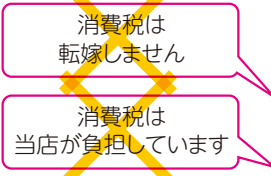
具体的には、事業者に対して、平成26年4月1日以後に自己の供給する商品または役務の取引について、次の3つの表示を禁止しています。



対象は、中小企業を含む全ての「事業者」です。「特定事業者」のように限定されませんので、ご注意ください!

〈禁止される3つの表示〉

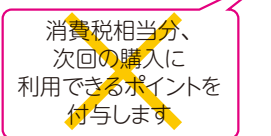
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示



② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの



③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、②の表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの



● 「消費税」と言わなければいいの?

～「消費税」という言葉を使わない表現も、禁止される場合があります～

「消費税」という言葉を使った表現で宣伝や広告を行うことは、転嫁対策特別措置法で禁止される表示にあたります(前ページの例)。

「消費税」という言葉を使わない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示にあたらないとされています。詳細は、今後、政府から公表されるガイドライン等で確認してください。

〈「消費税」という文言を含まない表現は、何が認められる?〉

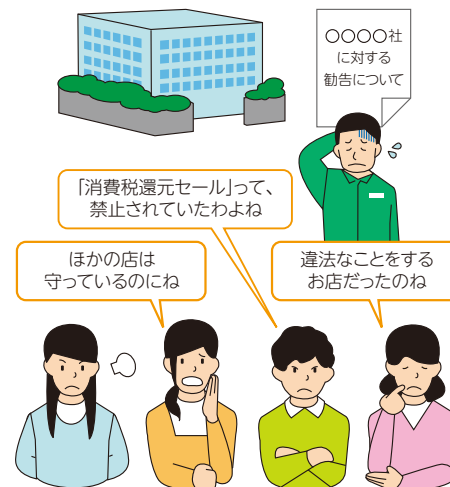


● 違法な宣伝広告を行った場合は、政府等による取締りの対象となります!

～違反事業者は、指導・助言や勧告・公表の対象に!～

事業者が違法な宣伝広告を行った場合には、特定事業者が転嫁拒否等の行為を行った場合と同様に、指導・助言、勧告・公表等の取締りが行われます。

事業者にとって、違反行為が公表されれば、企業イメージ・信用が著しく低下しますので、宣伝や広告を行う際には、転嫁対策特別措置法やガイドライン等を十分理解し、違法な表示にならないように注意しましょう。



③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き 価格の強調表示」が認められます!

価格の値ごろ感をだすために、2つの価格表示の特例を利用できます

● 総額表示義務とは?

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等においてあらかじめその価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。これを「総額表示義務」といいます。なお、免税事業者や事業者間の取引には総額表示義務はありません。

〈総額表示の例〉

10,800円(税込)
10,800円(税抜価格10,000円)
10,800円(うち消費税額等800円)



〈外税表示の例〉

10,000円(税抜)
10,000円+税
10,000円+800円(税)

● 特例その①「外税表示」が認められます!

～消費税率引き上げ後も本体価格が変わらないので、値札の変更等の事務負担を軽減したり、値ごろ感を維持することができます～

転嫁対策特別措置法では、円滑かつ適正な転嫁や事業者の値札の変更等に係る事務負担軽減のために、総額表示義務の弾力的な運用を行います。具体的には、税込み価格を表示しなくてよい、つまり、「外税表示」が時限的に認められます。

ただし、特例として認められるには、消費者に対して、「現に表示する価格が税込み価格であると誤認されないための措置を講じている」という要件を満たす必要があります。

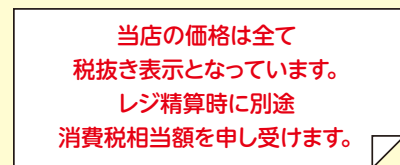
まずは消費者に誤解や勘違いをされないための対策が必要です!

〈誤認されないための措置の例〉

- 個々の商品の値札の表示価格で、税抜き価格であることを明確にする



- 店内の目に付きやすい場所や各商品棚などに次のような掲示をする



▶ 詳しくは、政府が公表するガイドライン等を確認しましょう

これまでの総額表示を変えて外税表示にする場合、現場の作業が混乱したり、お客様からのクレームを招く可能性があります

丁寧に消費者へ説明するなど、消費者に誤解を招くことのないように事前に十分な対策をとりましょう!

● 特例その②「税抜き価格の強調表示」が認められます!

～値ごろ感のある本体価格を強調することができます～

転嫁対策特別措置法では、総額表示を続ける場合にも転嫁対策の手当をしています。

まず、税込み価格に併せて、「税抜き価格」または「消費税の額」を表示することも可能であることを明確にしています。

次に、「税込み価格が明瞭に表示されているとき」は、税抜き価格を強調して表示しても、不当表示にあたらないことが明確化されています。

2つの特例として、実際にどのような表示が認められるのか、その詳細は、今後、政府より公表されるガイドライン等で確認しましょう。

〈税抜き価格の強調表示の例〉



● 「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められるのはいつからいつまで?

～早めの準備と終わりを意識しましょう～

「外税表示」「税抜き価格の強調表示」は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められますので、消費税率引き上げ日(平成26年4月1日)より前から、余裕をもって早めに準備に取りかかりましょう。

また、いずれの特例措置も適用期限は平成29年3月31日までとなります。



④ 中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)が認められます!

業界団体や組合等で転嫁方法や表示方法を統一的に決定できます

●「転嫁カルテル」「表示カルテル」とは?

～独占禁止法の例外として、転嫁カルテル・表示カルテルが認められます!～

転嫁対策特別措置法では、事業者または事業者団体が、公正取引委員会に届出をすると、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、商品または役務の供給について、転嫁カルテルおよび表示カルテルをすることが認められます。

実際にカルテルとして認められる要件や具体例、公正取引委員会への届出方法等については、今後、政府から公表されるガイドライン等で確認しましょう。

〈独占禁止法の原則〉

カルテル禁止

「カルテル」とは、事業者等が商品の価格等を共同で取り決め、競争を制限する行為のこと

例外

〈転嫁対策特別措置法〉

転嫁カルテルOK

転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のこと

表示カルテルOK

表示カルテルとは、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のこと

〈転嫁カルテルの具体例〉

- 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- 消費税額分上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

転嫁カルテルは、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です

本体価格に関する取り決めは、今回認められる転嫁カルテルにはあたりませんので注意しましょう

〈表示カルテルの具体例〉

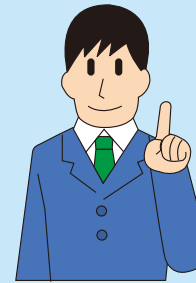
- 税率引き上げ後の価格について統一的な表示方法を用いること
 - ・「消費税込み価格」と「消費税額」を並べて表示
 - ・「消費税込み価格」と「消費税抜き価格」を並べて表示

表示カルテルは、全ての事業者や事業者団体が対象です

⑤ 国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備は国等が責任をもって行うこととなります

転嫁対策のために、国等の3つの責務が転嫁対策特別措置法に明記されました

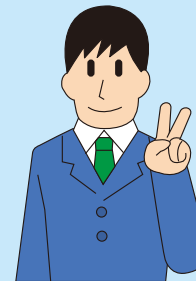
〈国等の3つの責務〉



1 国民に対する広報の徹底

国は、事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、国民に対し、次の点について徹底した広報を行う

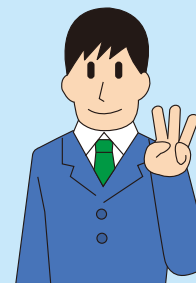
- 今般の消費税率引き上げの趣旨
- 転嫁を通じて消費者に負担を求めるといった消費税の性格
- 政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組



2 通報した者の保護等に関する万全の措置

国は、転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止および是正を徹底するため、次の点について万全の措置を講ずる

- 違反行為に関する情報の収集
- 情報の通報者の保護等



3 調査、監視を行うための万全な態勢の整備

国および都道府県は、転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止および是正を徹底するため、次の点を行うための万全の態勢を整備する

- 国民に対する広報
- 違反行為に関する情報の収集
- 事業者に対する指導または助言等

◆ その他、消費税率等に関する経過措置に注意しましょう!

契約時期・内容等によっては、消費税率引き上げ後も旧税率が適用される取引があります

● 消費税率等に関する経過措置とは?

今回、消費税率が従来の5%から、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%に引き上げられる予定です。この新税率が適用されるのは、消費税率引き上げ日(施行日)以後に資産の譲渡等を行った場合です。施行日より前に契約を締結しても資産の譲渡等が施行日以後であれば新税率が適用されます。

しかし、契約の時期や内容等によっては、消費税率引き上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」が定められています。

例えば、工事等の請負契約の場合、経過措置の「指定日」(平成25年10月1日)より前に契約を締結していれば、施行日以後に完成引渡しを行っても、旧税率が適用されます。

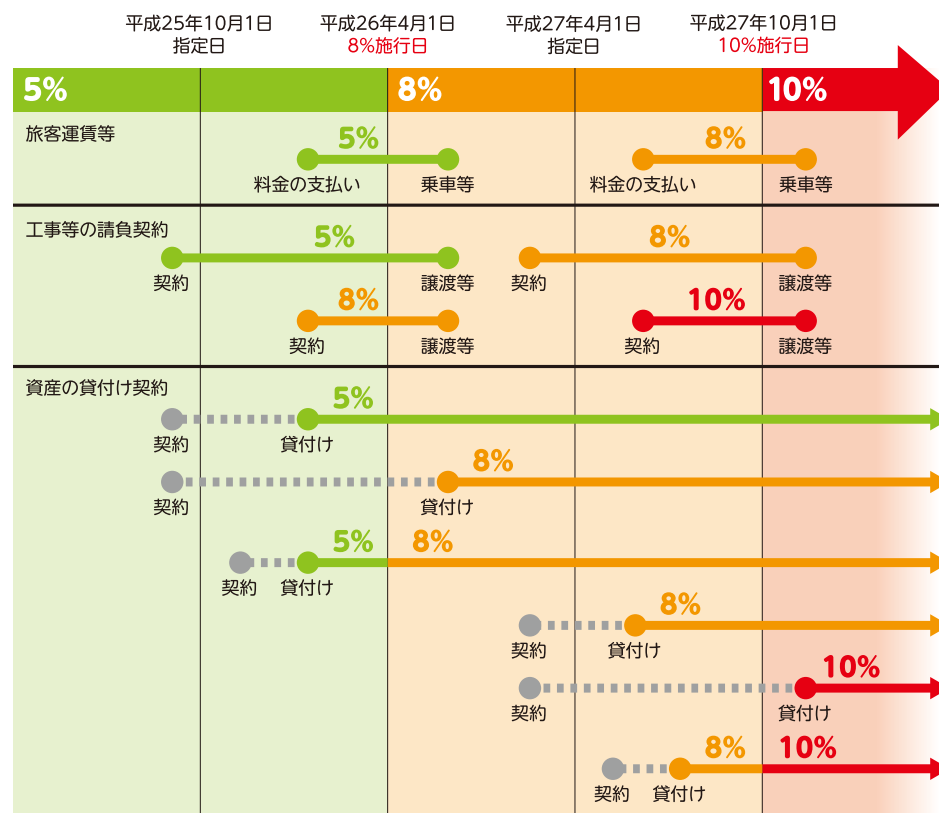
契約の種類ごとに適用される経過措置が異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページや最寄りの税務署、税理士にご確認ください。

施行日と指定日の
対応関係を押さえましょう!
8%と10%のそれぞれに
指定日があります

〈消費税率引き上げのスケジュール〉

税率	施行日	指定日 (施行日の半年前)
8%	平成26年4月1日	平成25年10月1日
10%	平成27年10月1日	平成27年4月1日

〈経過措置の適用イメージ〉

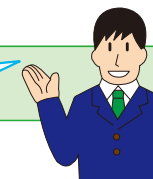


〈主な経過措置一覧〉

経過措置	主な要件
旅客運賃等	施行日前に旅客運賃等を支払っていれば、施行日以後に乗車等をして旧税率が適用になります
電気、ガス等の供給等	〈計算期間が1か月の場合〉 (1) 施行日前から継続して供給等をしているもので、(2) 施行日の属する月の月末(平成26年4月30日、平成27年10月31日)までに料金が確定するものは、その計算期間は旧税率が適用になります 〈計算期間が2か月の場合〉 (1) 施行日前から継続して供給等をしているもので、(2) 上記月末までに料金が確定しないものは、その計算期間については、一定の算式より算分して計算した金額に、それぞれ旧税率と新税率が適用になります
工事等の請負契約	指定日の前日までに契約を締結した場合、施行日以後に目的物を完成し引き渡しても旧税率が適用になります
資産の貸付け契約 (事業用の賃貸借契約など)	(1) 指定日の前日までに契約を締結し、(2) 施行日前から施行日以後引き続き資産の貸付けを行っており、(3) 契約内容が①および②、または、①および③の要件を満たす場合には、施行日以後も旧税率が適用になります ① 貸付けの期間および期間中の対価の額が定められていること ② 事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求められることができる旨の定めがないこと ③ 契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他一定の要件に該当していること
通信販売による商品の販売	(1) 指定日の前日までに販売条件を提示し、または、提示する準備を完了し、(2) 施行日の前日までに申込みを受け、(3) 提示した条件に従って施行日以後に商品を販売した場合、旧税率が適用になります

転嫁対策特別措置法等 理解度チェックシート

転嫁対策特別措置法等の概要は理解できましたか？
チェックシートで理解度を
確認してみましょう！



◆ 消費税の転嫁対策について

- (1) 消費税率引き上げのスケジュールは分かりましたか？
1年半の短期間に2回引き上げられる予定です。(⇒ P.1、2へ！)
- (2) 消費税の価格転嫁の仕組みは理解できましたか？
転嫁できなかった分は、事業者の負担となり、経営に大きな影響を及ぼします。(⇒ P.1へ！)
- (3) 転嫁対策特別措置法でどのような対策が講じられているか理解できましたか？
円滑な価格転嫁の実現を支援する5つの対策が講じられています。(⇒ P.2へ！)

◆ 消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買ったたき等)の禁止について

- (1) 自社や取引先は転嫁拒否等の取締りの対象となる「特定事業者」に該当しますか？
中小企業でも転嫁拒否等の行為を行えば、「特定事業者」として取締りを受ける可能性があります。(⇒ P.3へ！)
- (2) 「特定事業者」による転嫁拒否等の行為は、どんな取締りを受けますか？
公正取引委員会では、特定事業者に対して勧告・公表等を行います。
勧告と同時に、企業名等が公表されますので、企業イメージや信用の失墜を招く恐れがあります。(⇒ P.5へ！)
- (3) 「特定事業者」から転嫁拒否等の行為を受けた場合はどうすればよいですか？
様々な相談窓口が設置されていますので、早めに相談しましょう。(⇒ P.6へ！)

◆ 消費税に関連するような形での安売りの宣伝、広告の禁止について

- (1) 「消費税還元セール」はどのような企業が取締りの対象になりますか？
全ての事業者が取締りの対象になります。(⇒ P.7へ！)
- (2) どのような宣伝、広告が禁止されるか理解できましたか？
「消費税」という言葉を使った表現での宣伝広告などが禁止されます。(⇒ P.7、8へ！)

◆ 総額表示義務の特例としての「外税表示」や「税抜き価格の強調表示」について

- (1) 「外税表示」や「税抜き価格の強調表示」の概要を理解できましたか？
値ごろ感のある本体価格を維持・強調する価格表示方法を検討しましょう。(⇒ P.9、10へ！)
- (2) 価格表示方法の変更は、いつ頃から認められますか？
価格表示方法の変更は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められますので、消費税率引き上げ日(平成26年4月1日)より前から、余裕をもって早めに準備に取りかかりましょう。(⇒ P.10へ！)

◆ 中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)、表示方法を統一すること(表示カルテル)について

- (1) 転嫁カルテルや表示カルテルの概要を理解できましたか？
業界団体や組合等で、転嫁方法や表示方法を統一的に決定できます。(⇒ P.11へ！)

◆ 消費税率等に関する経過措置について

- (1) 税率引き上げ後でも旧税率が適用される経過措置の概要を理解できましたか？
経過措置が適用されるかどうかは、契約の時期や内容等によって異なります。
最寄りの税務署や税理士等に確認しましょう。(⇒ P.13、14へ！)

MEMO

MEMO

消費税の転嫁対策特別措置法 5つのポイント

消費税率引き上げにあたって事業者が注意するポイントを確認しましょう

発行日 2013年6月

発行 日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

<http://www.jcci.or.jp>